

一定の要件を満たす場合の教科の免除について

1 障害者居宅介護従業者基礎研修課程

(1) 同行援護従業者養成研修一般課程修了者が受講する場合

- ①障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義(4時間)のうち、視覚障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの。
- ②障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義(3時間)のうち、視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの。
- ③基礎的な介護技術に関する講義(3時間)のうち、視覚障害に関するもの。
- ④医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義(5時間)のうち、視覚障害に関するもの。

(2) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程修了者が受講する場合

- ①居宅介護に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。
- ②基礎的な介護技術に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。

(3) 重度訪問介護従業者養成研修追加課程修了者が受講する場合

- ①居宅介護に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。
- ②障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。
- ③基礎的な介護技術に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。
- ④医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義(5時間)のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの。

(4) 重度訪問介護従業者養成研修統合課程修了者が受講する場合

- ①居宅介護に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。
- ②障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障害等に関するもの
- ③基礎的な介護技術に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。
- ④医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義(5時間)のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの。

(5) 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者が受講する場合

- ①障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義(4時間)のうち、知的障害及び精神障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの
- ②障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義(3時間)のうち、知的障害者及び精神障害者の疾病及び障害等に関するもの

(6) 行動援護従業者養成研修課程修了者が受講する場合

- ①障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義(4時間)のうち知的障害及び精神障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの。
障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義(3時間)のうち、知的障害者及び精神障害者の疾病及び障害等に関するもの。
- ②基礎的な介護技術に関する講義(3時間)のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義。

(7) 告示による廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年3月31日厚生労働省告示第209号。以下「旧告示」という。)に基づく視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者又は旧告示による廃止前の「指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者

として厚生労働大臣が定めるもの」（平成15年3月24日厚生労働省告示第110号。以下「15年告示」という。）に基づく視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が受講する場合

- ① 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの
- ② 居宅介護に関する講義（3時間）
- ③ 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの
- ④ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義

(8) 旧告示に基づく全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者又は15年告示に基づく全身性障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が受講する場合

- ① 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの
- ② 居宅介護に関する講義（3時間）
- ③ 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、全身性障害者の疾病及び障害等に関するもの
- ④ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義

(9) 旧告示に基づく知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者又は15年告示に基づく知的障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

- ① 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの
- ② 居宅介護に関する講義（3時間）
- ③ 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、知的障害者の疾病及び障害等に関するもの
- ④ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義

(10) 告示及び15年告示に基づく日常生活支援従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

- ① 居宅介護に関する講義（3時間）
- ② 障害者及び老人の疾病及び障害等に関する講義（3時間）のうち、全身性障害者の疾病及び障害等に関するもの
- ③ 基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、全身性障害者の基礎的な介護に係る技術に関する講義

2 同行援護一般課程

(1) 介護福祉士、介護保険法上の訪問介護員、旧告示に基づく1級課程修了者、2級課程修了者、3級課程修了者が受講する場合

I 講義

- ① 障害・疾病の理解に関する講義（2時間）
- ② 障害者(児)の心理に関する講義（1時間）

(2) 視覚障害者移動介護従業者養成研修修了者が受講する場合

- ① 視覚障害者(児)福祉の制度とサービスに関する講義（1時間）
- ② 疾病の理解に関する講義（2時間）
- ③ 障害者(児)の心理に関する講義（1時間）